平成30年7月18日

荷主関係団体　各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局
（神奈川労働局
関東運輸局神奈川運輸支局
一般社団法人　神奈川県トラック協会）

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年８月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック･バス･タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年１１月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成２年運輸省告示第５７５号）の一部を改正し、適正な運賃･料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もあります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、公正取引委員会及び公益社団法

公益社団法人
神奈川県産業資源循環協会
30.7.19
第　号

人全日本トラック協会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成するとともに、別添のとおり荷主関係団体及び荷主企業への六者連名での周知を行ったところです。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配意を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

＜ 問 合 せ 先 ＞
神奈川労働局労働基準部監督課　TEL：045-211-7351
関東運輸局神奈川運輸支局輸送部門　TEL：045-939-6801
一般社団法人　神奈川県トラック協会　TEL：045-471-8882

平成３０年６月

荷主企業　各位

厚　生　労　働　省
農　林　水　産　省
経　済　産　業　省
国　土　交　通　省
公　正　取　引　委　員　会
（公社）全日本トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年８月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年１１月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成２年運輸省告示第５７５号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因としてこの告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成しております。

つきましては、これらのリーフレット等を送付致しますので、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

＜問合せ先＞

○厚生労働省　労働基準局　労働条件政策課	TEL：03-5253-1111（内線 5389）
○農林水産省　食料産業局　食品流通課	TEL：03-3502-8111（内線 4324）
○経済産業省　商務・サービスグループ　物流企画室	TEL：03-3501-0092（直）
○経済産業省　中小企業庁　取引課	TEL：03-3501-1669（直）
○国土交通省　自動車局　貨物課	TEL：03-5253-8111（内線 41-333）
○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	TEL：03-3581-3375（直）
○（公社）全日本トラック協会　企画部	TEL：03-3354-1037（直）

平成３０年６月

荷主関係団体　各位

厚　生　労　働　省
農　林　水　産　省
経　済　産　業　省
国　土　交　通　省
公　正　取　引　委　員　会
（公社）全日本トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年８月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック･バス･タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年１１月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成２年運輸省告示第５７５号）の一部を改正し、適正な運賃･料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成しております。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配意を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

＜問合せ先＞

○厚生労働省　労働基準局　労働条件政策課	TEL：03-5253-1111（内線 5389）
○農林水産省　食料産業局　食品流通課	TEL：03-3502-8111（内線 4324）
○経済産業省　商務・サービスグループ　物流企画室	TEL：03-3501-0092（直）
○経済産業省　中小企業庁　取引課	TEL：03-3501-1669（直）
○国土交通省　自動車局　貨物課	TEL：03-5253-8111（内線 41-333）
○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	TEL：03-3581-3375（直）
○（公社）全日本トラック協会　企画部	TEL：03-3354-1037（直）

平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

❶「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価であることを明確化します。

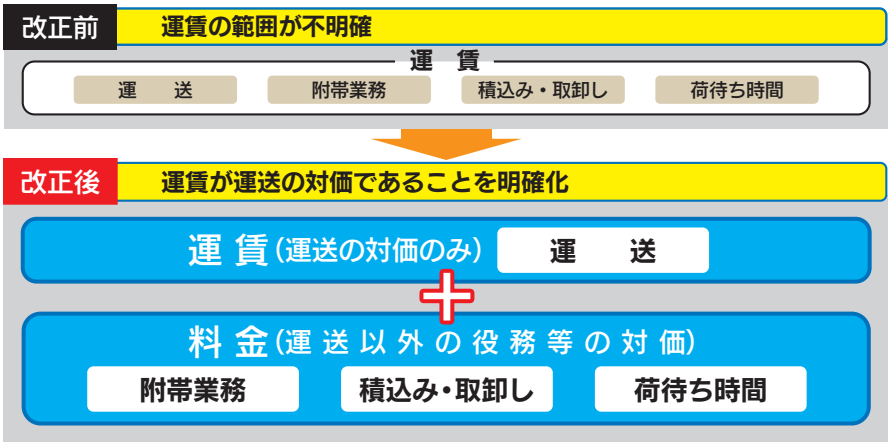

※平成26年1月の改正により運賃・料金とは別に、燃料サーチャージと有料道路利用料を収受することが明確化されました。

❷「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。

❸ 附帯業務の内容をより明確化しました

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」

標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

農林水産省

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

荷主が行うべきこと

☑ 運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。

▶運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。

☑ 運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。

▶運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

☑ 新標準約款を営業所に掲示する

▶約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。

☑ 運賃・料金表の変更届出を行う

▶「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問 合 せ 先

国土交通省貨物課　☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-802-6773
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
農林水産省
経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
国土交通省
公益社団法人 全日本トラック協会
都道府県トラック協会

荷主の皆様へ…

貨物の適切な積載にご理解とご協力を！

車両総重量、軸重等の一般的制限値を超える違反状態で車両を運行することについて、

荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められる場合、

「荷主勧告」が発動され、荷主名が公表されます。

過積載車両の荷主対策の流れ

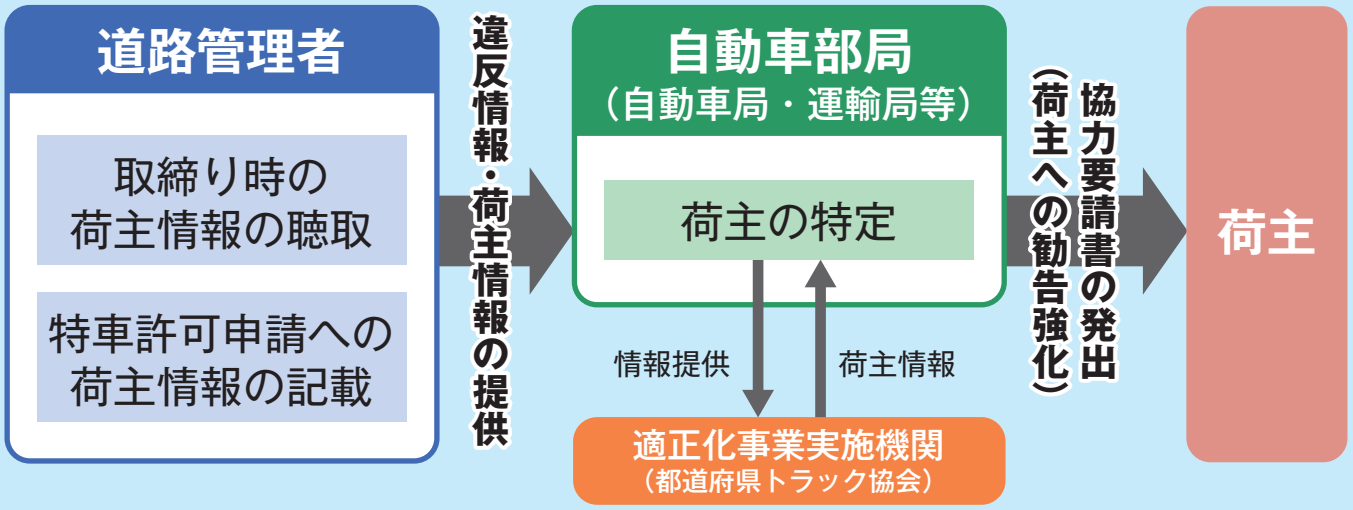

道路法（車両制限令）では、道路構造の保全、交通の危険防止のため、
通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）が定められています。

一般的制限値

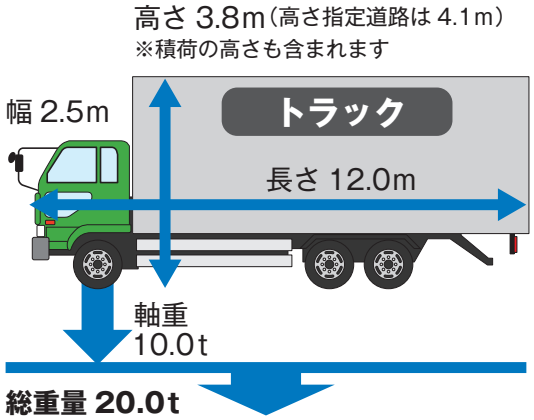

総重量 20.0t
（重さ指定道路では車両の長さ等に応じて最大 25.0t）

高速自動車国道における連結車の例

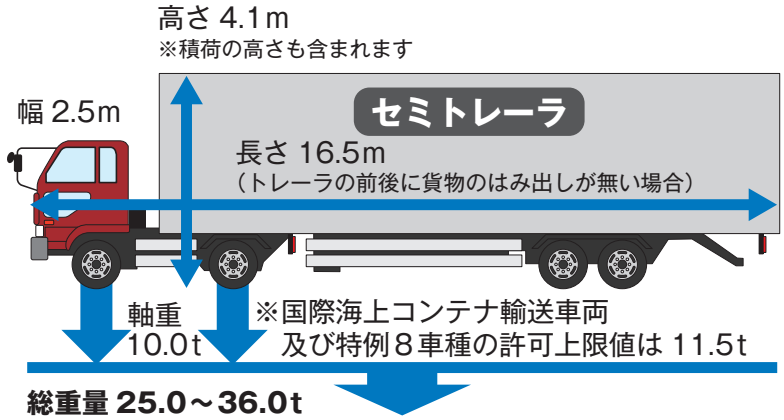

総重量 25.0～36.0t
（高速自動車国道における特例５車種（軸距による））

違反は未然に防ぐことができます。

荷主の皆様も、貨物の適切な積載にご理解とご協力をお願いします！

国土交通省　公益社団法人 全日本トラック協会　日本貨物運送協同組合連合会

参考 1 貨物を偏って積載した場合には軸重超過になる恐れも…

全日本トラック協会では国土交通省の協力を得て、積荷の偏りによる軸重への影響を確認する実験を行いました。

その結果、走行時の軸重は、貨物を荷台の前方に偏って積載した場合に、大型トラックでは3軸ある内の一番前方の軸（＝1 軸）、セミトレーラでは 4 軸ある内の前から二番目の軸（＝2 軸、トラクタ駆動軸）が最も大きな値を示しました。どちらも均等に積載した場合よりも大きな値となり、**貨物を偏って積載した場合には、軸重超過になる危険性がある**ことが分かりました。

【実験結果】

大型トラック

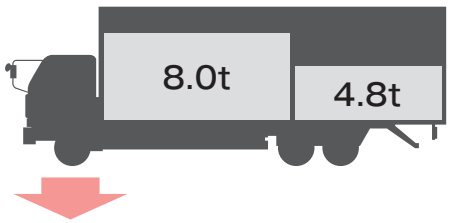

均等積載時に平均7.0t だった軸重が **平均9.8t** に

セミトレーラ

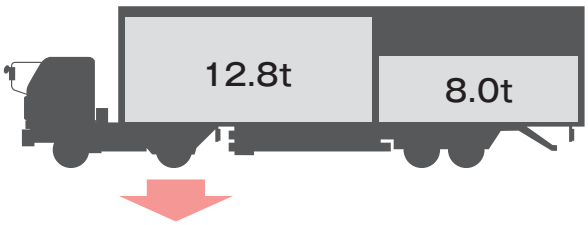

均等積載時に平均9.8t だった軸重が **平均11.6t** に

荷主企業・トラック運送事業者とも

- 貨物の積載時に偏った積載にならないように十分留意しましょう。
- 重量、高さ、長さ、幅が超過しないよう、適切な積載へのご理解とご協力をお願いいたします。

参考 2 車両の総重量、軸重、高さ、長さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した度合に応じて違反点数が付与されます。

平成 29 年 4 月1日から、高速道路 6 会社において、車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

① 軽微な重量超過等（指導警告）に対する違反点数の付与
② 軸重超過に対する違反点数の設定
③ 違反点数の累積期間を 2 年間に拡大　　等

↓

従来より違反点数が累積しやすい状況に

↓

違反点数が累積すると、高速道路料金の割引停止や
ETC コーポレートカードの利用停止の事態に

↓

トラック運送事業の経営や円滑な物流への影響が懸念されます

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1「ドライバーの労働時間のルール違反」（過労運転防止措置義務違反）

労働時間の主なルール（平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号）

拘束時間 （始業から終業までの時間）	・1日　原則13時間以内 　　最大16時間以内（15時間超えは1週間2回以内） ・1か月　293時間以内
休息期間 （勤務と次の勤務の間の自由な時間）	・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内

2「道路法（車両制限令）違反」（車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行）

3「道路交通法違反」（過積載運行、速度超過等）

新たな荷主勧告制度の概要

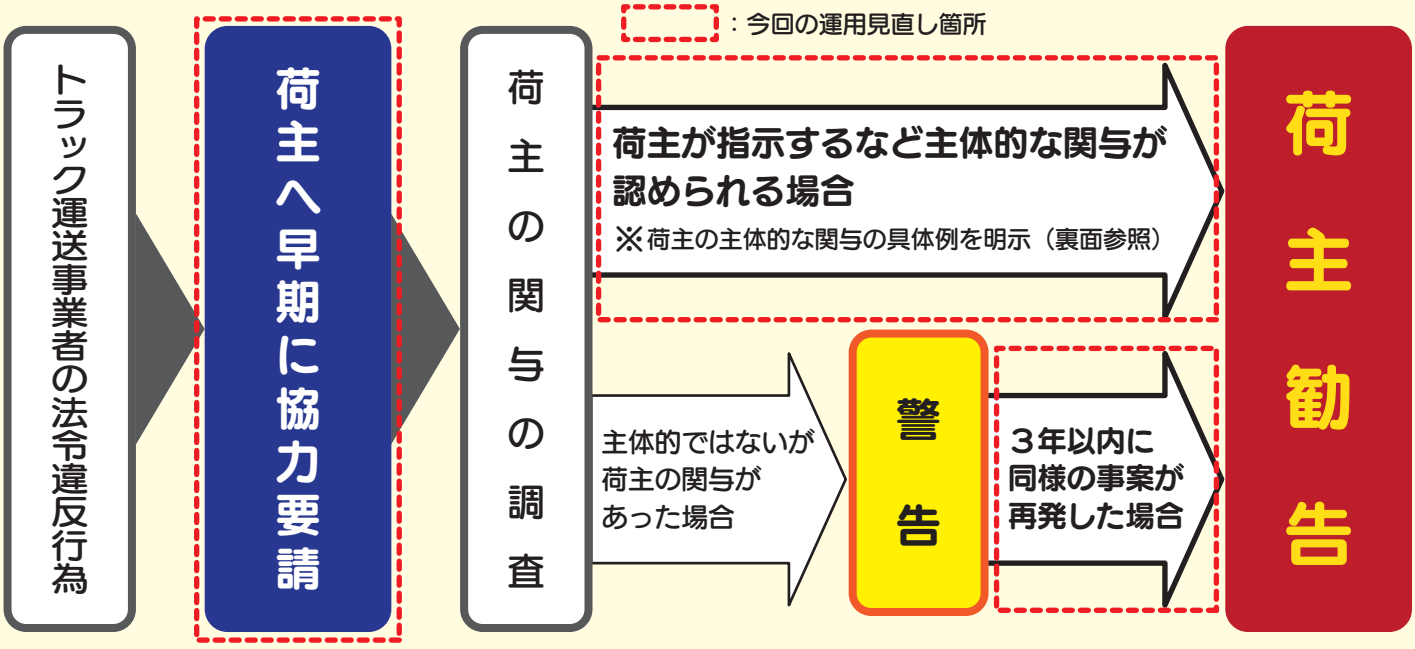

国土交通省　JTA 公益社団法人 全日本トラック協会　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

❶荷待ち時間の恒常的な発生

❷非合理な到着時刻の設定

❸やむを得ない遅延に対するペナルティ

❹重量違反等となるような依頼

調査の結果、上記の事例に該当する場合

荷主勧告を発動 ⇒ **荷主名の公表**

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

詳しくは、国土交通省のHP（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html）をご参照ください。